# 対象となる事案の範囲

令和3年5月13日 消費者庁

### 請求・損害の範囲に関する規律の概要

#### 基本的な考え方

- ① 一段階目の手続において、事業者が、消費者の被害額について、おおよその見通しを 把握でき、十分な攻撃防御ができること(<u>係争利益</u>がおおむね<u>把握可能</u>であるもの)
- ② 二段階目の手続において、対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断すること が困難とはいえないこと(支配性のあるもの)

#### 請求の範囲(第3条第1項)

事業者が消費者に対して負う金銭の支払義務 であって、消費者契約に関する次に掲げる請求 に係るもの。

- ○契約上の債務の履行の請求
- 〇不当利得に係る請求
- ○契約上の債務の不履行による損害賠償の請求
- 〇不法行為に基づく損害賠償の請求(民法の規定によるものに限る)※
  - ※特別法の規定に基づく損害賠償請求を本制度の対象とすることにより、 当事者間の利益バランスを崩すことにならないかを考慮。

#### 対象外となる損害(第3条第2項)

- ○いわゆる拡大損害
  - (消費者契約の目的となるもの以外の財産が滅失・損傷したことによる損害)
- 〇逸失利益
  - (消費者契約の目的となるものの提供があれば得るはずであった利益を喪失したことによる損害)
- 〇人身損害

(人の生命又は身体を害されたことによる損害)

○慰謝料

(精神上の苦痛を受けたことによる損害)

## 被告の範囲に関する規律の概要

- ◆ 本制度は、消費者と事業者との情報の質及び量並びに交渉力の格差等により、 消費者が被害回復のための行動を取りにくいことに着目して、新たな裁判手続 を創設するものであること
- 相当多数の消費者の請求を一括して判断するものであるため被告となる者の 応訴の負担が加重される側面があること
- ⇒法人である事業者の<u>代表者や従業員等の個人は被告としない</u>(「事業者」に限定)
  - ※なお、法人格が形骸に過ぎない場合や法人格が濫用されている場合には、代表者などの個人が事業者と みなされることはあり得る。
- 消費者と事業者との間でトラブルとなる事案を対象とするべく、消費者と事業者が直接契約関係にある場合を基本としつつ、それに類する場合として、当該契約に一定の関与をした事業者についても、必要な範囲において対象とする
- 一段階目の手続において、事業者が、消費者の被害額について、おおよその 見通しを把握でき、十分な攻撃防御ができる必要
- ⇒<u>消費者契約の相手方である事業者</u>に限定 ただし、不法行為に基づく損害賠償請求については、<u>債務の履行をする事業</u> 者、勧誘をする・させる・助長する事業者を含む

### (参考)請求・損害の範囲、被告の範囲についての規律

(共通義務確認の訴え)

第三条 特定適格消費者団体は、 事業者が消費者に対して負う金銭の支払義務であって、消費 者契約に関する次に掲げる請求(これらに附帯する利息、損害賠償、違約金又は費用の請求 を含む。)に係るものについて、共通義務確認の訴えを提起することができる。 一契約上の債務の履行の請求

不当利得に係る請求

契約上の債務の不履行による損害賠償の請求

不法行為に基づく損害賠償の請求(民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定によ るものに限る。

次に掲げる損害については、前項第三号及び第四号に掲げる請求に係る金銭の支払義務に

ついての共通義務確認の訴えを提起することができない。

契約上の債務の不履行又は不法行為により、物品、権利その他の消費者契約の目的と なるもの(役務を除く。次号において同じ。)以外の財産が滅失し、又は損傷したこと による損害

二 消費者契約の目的となるものの提供があるとすればその処分又は使用により得るはず

であった利益を喪失したことによる損害

契約上の債務の不履行又は不法行為により、消費者契約による製造、加工、修理、運搬又は保管に係る物品その他の消費者契約の目的となる役務の対象となったもの以外の 財産が滅失し、又は損傷したことによる損害

消費者契約の目的となる役務の提供があるとすれば当該役務を利用すること又は当該 役務の対象となったものを処分し、若しくは使用することにより得るはずであった利益

を喪失したことによる損害

人の生命又は身体を害されたことによる損害

精神上の苦痛を受けたことによる損害

次の各号に掲げる請求に係る金銭の支払義務についての共通義務確認の訴えについては、 当該各号に定める者を被告とする。

第一項第一号から第三号までに掲げる請求 消費者契約の相手方である事業者

第一項第四号に掲げる請求 消費者契約の相手方である事業者若しくはその債務の履 行をする事業者又は消費者契約の締結について勧誘をし、当該勧誘をさせ、若しくは当 該勧誘を助長する事業者

(略)

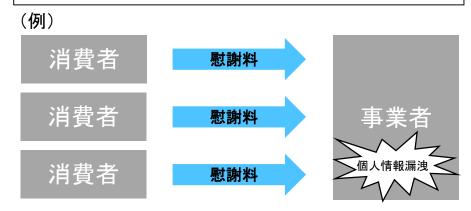
## 特定適格消費者団体へのヒアリング内容

- ○大学入試での得点調整事案では、慰謝料の請求を希望する対象消費者は別 途自ら訴訟提起するなどの対応が求められた
- 〇個人情報漏洩の事案は制度の趣旨に照らすと対象とすることが望ましい
- ○販売事業者を通じて消費者に商品を販売する事業者に対して、その広告等が 消費者の誤認を惹起したと主張して、商品の購入者に対する被害回復のため に必要な措置をとることなどを要請したが、直接の契約の相手方ではないため、 提訴には至らなかった事案があった
- ○法人代表者等、組織的に違法な商法を主導した個人、おそらくは利益の移転先である個人を被告にできないところ、悪質商法の場合、事業者が対応せずに逃げ出すことが容易に想像され、被害回復の可能性が格段に減る

# ヒアリング内容から抽出できる主な類型(請求・損害の範囲)

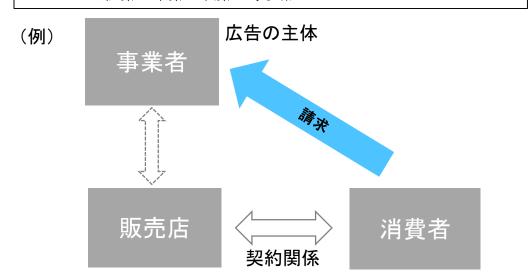
類型 I:法第3条第2項により対象外となる損害のうち、 法第3条第1項・第2項に基づき対象となる請求・損害に付随して生じる損害

入学検定料等 消費者 慰謝料 事業者 拡大損害 類型 Ⅱ:法第3条第2項により対象外となる損害のうち、 類型ごとに画一的に算定可能なもの(個人情報漏洩事案における慰謝料等)



6

類型皿:直接的な契約関係にない事業者に対する請求(景品表示法上の不当表示に係る民事上の責任を負う場合等) ※法第3条第1項第4号参照

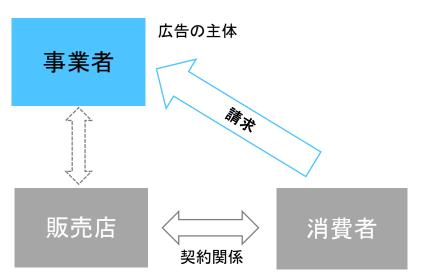


# ヒアリング内容から抽出できる主な類型(被告の範囲)

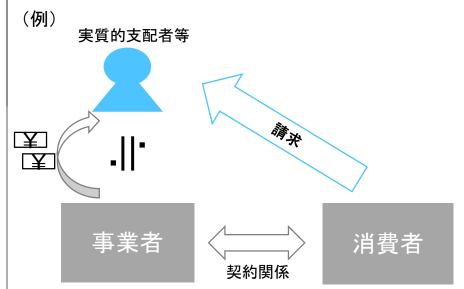
類型 I:直接的な契約関係にない事業者に対する請求 (景品表示法上の不当表示に係る民事上の責任 を負う場合等)

※法第3条第3項第2号参照

(例)



類型 II: 法人である事業者の実質的支配者等に対する 請求(組織的に違法な商法を主導した個人等)



### 検討事項

#### 1. 対象となる請求・損害の範囲について

類型 I:法第3条第2項により対象外となる損害 のうち、法第3条第1項・第2項に基づき 対象となる請求・損害に付随して生じる 損害

類型 Ⅱ:法第3条第2項により対象外となる損害 のうち、類型ごとに画一的に算定可能な もの(個人情報漏洩事案における慰謝料 等)

類型皿:直接的な契約関係にない事業者に対する請求(景品表示法上の不当表示に係る 民事上の責任を負う場合等)

その他の類型

- 対象となる請求・損害の範囲についてどのように考えるか
- ② 対象になるかどうかの基準についてどのよう に考えるか
- ③ 支配性、係争利益の把握可能性との関係及び(特別法上の損害賠償請求については)当 事者間の利益バランスとの関係をどのように 考えるか
- ④ 紛争の一回的解決及び訴訟経済との関係を どのように考えるか

#### 2. 被告の範囲について

類型 I:直接的な契約関係にない事業者に対する請求(景品表示法上の不当表示に係る 民事上の責任を負う場合等)

類型 Ⅱ:法人である事業者の実質的支配者等に 対する請求(組織的に違法な商法を主導 した個人等)

- ① 被告の範囲についてどのように考えるか
- ② 対象になるかどうかの基準についてどのように考えるか
- ③ 応訴の負担、係争利益の把握可能性との関係をどのように考えるか
- ④ 紛争の一回的解決及び訴訟経済との関係を どのように考えるか